

機関名	三豊総合病院企業団								
任命権者	企業長 安東 正晴								
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）								
三豊総合病院企業団における障害者雇用率の状況	<p>当院における現状は、障害者の雇用率は法定雇用率と同等の値である。</p> <p>雇用率については、</p> <p>令和元年12月31日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">法定雇用率</td> <td style="text-align: right;">2.5%</td> </tr> <tr> <td>法定雇用障害者数の算定基礎となる職員の数</td> <td style="text-align: right;">544人</td> </tr> <tr> <td>障害者の数</td> <td style="text-align: right;">13人</td> </tr> <tr> <td>実雇用率</td> <td style="text-align: right;">2.39%</td> </tr> </table> <p>であり、引き続き雇用に努める必要がある。</p>	法定雇用率	2.5%	法定雇用障害者数の算定基礎となる職員の数	544人	障害者の数	13人	実雇用率	2.39%
法定雇用率	2.5%								
法定雇用障害者数の算定基礎となる職員の数	544人								
障害者の数	13人								
実雇用率	2.39%								
目標									
①採用に関する目標	<p>実雇用率2.6%以上（法定雇用率を満たす水準）</p> <p>（各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>								
②定着に関する目標	<p>障害者が働きやすい職場づくりを進め定着を図る</p> <p>今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。</p>								
取り組み内容									
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として人事課係長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとするものが資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>								
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>								
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○当院心理臨床科や近隣の障害者就業・生活支援センターと連携を取り、相談窓口への相談の際、障害者である職員に対しては必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、または特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。</li> </ul>								
4. その他	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>								